

- I. 序:売主から買主に租税負担が転嫁するかの不首尾一貫性?
- II. 真の経済的減価償却に基づく課税は利子課税と同じ
 - II.1. 機械購入資金を自己資金で調達する例
 - II.2. 預金し毎年1を引き出す例
 - II.3. 機械購入資金を負債で調達する例
 - II.4. 耐用期間が長くなると
- III. 減価償却しない資産(例えば土地)
 - III.1. 買主から売主に租税負担が転嫁しない場合
 - III.2. 買主から売主に租税負担が転嫁する場合
- IV. 買主から売主に租税負担が転嫁するか否かは合計の租税負担に影響しないか
 - IV.1. 買主から売主に租税負担が転嫁しない場合の売主・買主の租税負担の割引現在価値の合計
 - IV.2. 買主から売主に租税負担が転嫁する場合の売主・買主の租税負担の割引現在価値の合計
 - IV.3. 買主から売主に租税負担が転嫁しない場合に揃える説明
 - IV.4. 買主から売主に租税負担が転嫁する場合に揃える説明
 - IV.5. 無尽蔵の貸主・借主を想定しないよりする方が技巧的
- V. 資産税は売主に転嫁するのに所得税は転嫁しないのか——いや、転嫁する
 - V.1. 買主から売主に租税負担が転嫁しない数値例は破綻するか
 - V.2. 資産課税と所得課税(実現主義)との比較
 - V.3. 資産課税と同等の所得課税は時価主義である
 - V.4. 時価主義困難な場面及び帰属所得に関する資産課税の有用性(飛躍?)
- VI. 売主と買主とで税率が異なる場合(煮詰まってない)
 - VI.1. 検討外:財に着目した限界税率の違い
 - VI.2. 才能の違いによる限界税率の違い

I. 序:売主から買主に租税負担が転嫁するかの不首尾一貫性?

本稿のきっかけは、【真の経済的減価償却に基づく所得課税は利子課税と同じ】(含意:利子課税と同様に設備投資を消費と比べて税制上不利に扱う。全額即時控除<expensing方式>なら利子非課税と同様に設備投資は消費と比べて税制上不利にならない)という旨を吐いたところ、【全額即時控除ならば租税負担減少分だけ機械等の売買価格は上がるのか】という吹き返されたことであつた¹。但し、利子二重課税の無い消費型所得概念(expensing方式)を基準(ベースライン)として【真の経済的減価償却に基づく課税による利子課税と同等の租税負担の分だけ機械等の売買価格は下がるのか】と論ずる方が適切であろう。

標準的な租税法の講義では、機械等を購入して営業する場合の【真の経済的減価償却に基づく課税は利子課税と同じ】という説明をする際に、機械等の売買価格に将来の事業収益に係る租税負担が織り込まれない(買主から売主に租税負担が転嫁しない)という数値例で説明をする。他方、減価償却しない資産(土地等)の売買において固定資産税等の負担の増減が売買価格に織り込まれる(買主から売主に租税負担が転嫁する)との想定は不自然ではない。買主から売主への租税負担の転嫁の有無について首尾一貫してない。

【真の経済的減価償却に基づく課税は利子課税と同じ】と租税法で講義する場合、困難は分割せよの精神で、誰でも一律の比例税率(限界税率)で課税される、という世界を想定する(本稿も人によって限界税率が異なる場面は扱わない)。買主から売主へ租税負担が転嫁するか否かは、機械等の売主・買主の(個々の損得は別論)合計の租税負担に変化をもたらさない、という説明は可能である。しかしこの説明は技巧的な設定の追加を要する。

本稿は次のように論ずる。

- (ア) 減価償却する資産について売買価格が変化せず減価しない資産について売買価格が変化するか。
- (イ) 減価償却する資産としない資産とで違いがあるとは考えにくい。
- (ウ) 買主から売主に租税負担が転嫁するか否かで買主・売主の租税負担の割引現在価値の合計が不変であるとの説明は設定を追加すれば可能である。

¹ <https://twitter.com/asatsuma/status/1080779099818287104> 「租税法の講義では、設備投資額を資産計上し後の年度に減価償却費(早すぎず遅すぎず)を計上することは、当該投資額を預金した場合の利子への課税と同じ、と説明します。投資→資産計上→減価償却の現行税制は、投資→即時控除の税制(キャッシュフロー税と呼ばれる)より投資を阻害する、と批判されます。」<https://twitter.com/heukocpa/status/10817005692550.08834> 「ありがとうございます。即時償却の場合はその節税効果で機械の価値も影響を受けそうなので比較が難しい気がします。雑なコメントですみません。。」

- (エ) 設定を追加する際に外部の無尽蔵の貸主を想定しないモデルの方が技巧的すぎない。²
- (オ) 所得課税と数理的に等価の筈の資産課税の下で買主から売主に租税負担が転嫁する。
- (カ) 所得課税の下で買主から売主に租税負担が転嫁しないという説明(但し外部の無尽蔵の貸主を想定しない説明)は実現主義を前提とする。
- (キ) 包括的所得概念に適合的なのは実現主義より時価主義であるから買主から売主に租税負担が転嫁するという説明の方が技巧的すぎない。
- (ク) 買主から売主に租税負担が転嫁する場合の利子二重課税を税率 t で簡潔に表現すると $(1-t)(1-t)$ 型の二重課税であり、転嫁しない場合は $(1-t-t)$ 型の二重課税である。
- (ケ) 包括的所得概念の利子二重課税の基本形は $(1-t-t)$ 型の二重課税ではなく $(1-t)(1-t)$ 型の二重課税である。

本稿では人名に敬称等を付さない。「」『』を引用のために用いる。【】を区切りの明確化の為に用いる。利子率・割引率 10%(年複利)を想定することが多いが、断りなき限り、計算の便宜のため利子率・割引率 25%(年複利 *annually compound interest*)³の世界を想定し、誰でも一律 40%比例税率の所得課税に服するとする。計算の便宜のため年単位の計算とし、月日の調整は無視する。筆者は包括的所得概念不支持だが本稿で断りなく所得課税という語を用いる際は包括的所得概念を念頭に置く。企業課税の文脈では法人を念頭に置くことが多いが、本稿では議論の簡明化に努めるため、個人を想定する(個人のみの想定が、本稿の説明を公共経済学等における標準的な説明から逸脱させる原因となっているのか、未だ理解できてない)。

II. 真の経済的減価償却に基づく課税は利子課税と同じ

II.1. 機械購入資金を自己資金で調達する例

A 氏が機械を製造し、B 氏が第 0 年度末に機械を購入し、B 氏が第 1 年度末に税引前事業収益 1 を得、第 2 年末にも 1、第 3 年度末にも 1 を得、機械は第 3 年度末に無価値となるとする。無税の世界ならば機械の第 0 年度末の割引現在価値 (*discounted present value*) は $1/1.25 + 1/1.25^2 + 1/1.25^3 = 1.952$ である。税のある世界でも B 氏が A 氏に機械購入のために 1.952 を払ったとする。B 氏が引後賃金で 1.952 を用意したとすると、B 氏は第 0 年度に税引前賃金 3.253 を稼ぎ、40%すなわち 1.3013 の税を納め、税引後賃金 1.952 を機械購入に充てる。機械の割引現在価値は第 1 年度末、第 2 年度末、第 3 年度末に、順に、1.44、0.8、0 へと減価してい

² 藤谷武史も外部の無尽蔵の貸し手を想定する説明に疑義を述べていた(所得税率分、 $1/(1-t)$ でスケールアップするという説明は、マクロでは成り立たないのではないかとという疑義)と記憶しているが、文字化されていたか?

³ 困難は分割せよの精神で、本稿は *time value of money* (金銭の時間的価値)に焦点を当てたい。このため、事業の成功・失敗のリスクを無視している。インフレも無視している。*time value of money* = 無リスク収益率といってよいか否か、未だ確信が持てないでいるが、本稿の検討に際し *time value of money* = 無リスク収益率といって粗は生じないと現時点では考えている。純然たる *time value of money* は小さいという指摘が既になされている(増井良啓『租税法入門』2 版、175 頁、有斐閣、2018 年、Joseph Bankman & Thomas Griffith, *Is the Debate Between an Income Tax and a Consumption Tax a Debate About Risk? Does it Matter?*, 47 *Tax Law Review* 377 (1992))。また、無リスク収益率として年何%が現実に妥当であるかについて合意は得られていない(Thomas J. Brennan, *Perils of Partial Mark-to-Market Taxation*, <http://ssrn.com/abstract=2313214> last revised 2013 October 23 未公開の 15-16 頁では、無リスク収益率として年 3.5%、株式投資収益率を年 11.4%としている。Edward D. Kleinbard, *Designing an Income Tax on Capital*, in Henry J. Aaron, Leonard E. Burman & C. Eugene Steuerle, ed., *TAXING CAPITAL INCOME* 165-205 (The Urban Institute Press: Washington DC, 2007) (BEIT ver. 1 と呼んでよかろう。BEIT: business enterprise income taxation) の 183 頁 (Edward D. Kleinbard, *Rehabilitating the Business Income Tax* (June 2007 http://www.hamiltonproject.org/papers/rehabilitating_the_business_income_tax1/) の 13 頁も同様) では COCA (*cost of capital allowance*) rate として仮置き数字ではあるが 6%(年複利)という数字を置いている。BEIT ver. 2 (Kleinbard は Dual BEIT と呼んでいる。BEIT ver. 1 では正常収益部分について通常の所得課税をするので包括的所得概念に近い体系であったが、BEIT ver. 2 では正常収益部分について資本所得としての軽税率課税をすることとなり、体系としては消費型所得概念に少し歩み寄っているといえる。但し BEIT ver. 2 では個人企業主について資本所得軽課の恩恵を与えないための工夫も講じられている) では *one-year Treasuries plus 300 basis points* (1 年国債+3%) という数字を仮に置いている (Edward D. Kleinbard, *The Right Tax at the Right Time*, 21:1 *Florida Tax Review* 208-388 (2017) (2017 年 TCJA による税制改正に言及しているので実際の発刊は 2018 年だったのかも?) の 253 頁。なお国際課税の文脈では COCA deduction として年 4% という数字を 321 頁で仮に置いている)。なお、Kleinbard の COCA rate は *normal returns* (正常収益) であり、*normal returns* は必ずしも *riskless returns* (無リスク収益。risk-free return という言い方の方が通例と思われる) と同じではない、と 273 頁で名言している。Dual BEIT については Edward D. Kleinbard, *Capital Taxation in an Age of Inequality*, 90 *Southern California Law Review* 593-682 (2017); Edward Kleinbard, *Business Taxes Reinvented — A Term Sheet*, 156 *Tax Notes* 999 (2017 August 17) も参照。

time value of money であれ無リスク収益率であれ、25%という数字は非現実的に高すぎる。計算の便宜のためとはいえ、読者は違和感を抱くかもしれない。しかし、現実の無リスク収益率として 4%(年複利)と想定することが穏当であるといえるとすると、 $1.04^{5.689} \approx 1.25$ であり、一年の長さが約 365.2425 日 (= $365 + 1/4 - 1/100 + 1/400$) であることから、 $365.2425 \times 5.689 \approx 2078$ 日が一年である惑星を本稿は想定している、と考えれば大過ない。

く。真の経済的減価償却に基づいて第1年度、第2年度、第3年度の減価償却費を算出すると(定額法や定率法ではないことに留意)、順に、 $0.512 (= 1.952 - 1.44)$ 、 $0.64 (= 1.44 - 0.8)$ 、 $0.8 (= 0.8 - 0)$ である。B氏の第1年度、第2年度、第3年度の課税所得は、順に、 $0.488 (= 1 - 0.512)$ 、 $0.36 (= 1 - 0.64)$ 、 $0.2 (= 1 - 0.8)$ であるから、B氏の第1年度、第2年度、第3年度の税額は、順に、 $0.1952 (= 0.488 \times 40\%)$ 、 $0.144 (= 0.36 \times 40\%)$ 、 $0.08 (= 0.2 \times 40\%)$ である。B氏は第1年度に税引前収益1を得、 0.1952 の税を納めるので、第1年度の消費可能額は $1 - 0.1952 = 0.8048$ である。同様に第2年度、第3年度の消費可能額は、順に、 0.856 、 0.92 である。消費可能額全額を直ぐに消費したとする。

機械の第0年度末、第1年度末、第2年度末時点における機械の割引現在価値は、順に、 1.952 、 1.44 、 0.8 であり、B氏の第1年度、第2年度、第3年度の課税所得は、順に、 0.488 、 0.36 、 0.2 である。前の年度末の機械の割引現在価値に、利率25%を掛け合わせた額と同じ課税所得となっている。真の経済的減価償却に基づく課税は利子課税と同じである。⁴

II.2. 預金し毎年1を引き出す例

C氏が第0年度に3.253の税引前賃金を稼ぎ、第0年度末に税引後賃金1.952を利率25%(年複利)で預金したとする。第1年度末に $1.952 \times 25\% = 0.488$ の税引前利子(=第1年度の課税所得)が生じ、 $1.952 + 0.488 = 2.44$ から1を引き出し(withdrawal)、 $0.1952 (= 0.488 \times 40\%)$ の税を納め、 $1 - 0.1952 = 0.8048$ が消費可能額である。第2年度末に $(2.44 - 1) \times 25\% = 0.36$ の税引前利子(=第2年度の課税所得)が生じ、 $1.44 + 0.36 = 1.8$ から1を引き出し、 $0.144 (= 0.36 \times 40\%)$ の税を納め、 $1 - 0.144 = 0.856$ が消費可能額である。第3年度末に $(1.8 - 1) \times 25\% = 0.2$ の税引前利子(=第3年度の課税所得)が生じ、 $0.8 + 0.2 = 1$ から1を引き出し、 $0.08 (= 0.2 \times 40\%)$ の税を納め、 $1 - 0.08 = 0.92$ が消費可能額である。B氏とC氏を比べても、真の経済的減価償却に基づく課税は利子課税と同じである。

II.3. 機械購入資金を負債で調達する例

租税法の教科書では『真の経済的減価償却(true economic depreciation)』に従った償却費の損金算入が認められる場合(かつ負債利子の損金算入に制限がない場合)には……投資に係る意思決定が法人税によって歪められない⁵と説明される。教科書の説明は法人税についてであるが、個人であるD氏について考える。B氏が税引後賃金(すなわち自己資金)で機械購入費1.952を賄ったのに対し、D氏は1.952を利率25%(年複利)でC氏から借入して機械購入資金を調達し、第1～第3年度にかけて毎年度末に1ずつ返済するとする。D氏の利子支払いが必要経費にならないならばB氏と同様に第1年度、第2年度、第3年度の課税所得は、順に、 0.488 、 0.36 、 0.2 となる。しかし、D氏が毎年度末に銀行に1ずつ返済するうちの第1年度、第2年度、第3年度の利子部分は、順に、 0.488 、 0.36 、 0.2 となる(前段落で計算したC氏の利子と同じである)。よってD氏の利子支払いの必要経費算入が認められるならば、D氏の課税所得は毎年度0となる。借入金利子の

⁴ 仮に expensing 方式(定訳は確立してないが全額即時控除)ならば、つまり、B氏が第0年度末に払った1.952を第0年度のB氏の課税所得から控除できる(そしてB氏に他に十分な所得がある)ならば、効果は利子非課税と同じである。利子非課税という意味で消費型所得課税に即した課税となる。真の経済的減価償却よりも減価償却が早ければ早いほど(早い極は expensing 方式)、利子課税に相当する租税負担は軽減し、課税の効果が包括的所得概念に即した課税から消費型所得概念に即した課税に近づく。

⁵ 中里実『租税法概説 第3版』171頁(有斐閣、吉村政穂執筆部分)。A. Atkinson and J. Stiglitz, LECTURES ON PUBLIC ECONOMICS (New York: McGraw Hill, 1980)の1980年版を確認できなかったが2015年版(New Jersey: Princeton University Press)(以下の参照頁は2015年版)の117-120頁に相当すると思われる。なお、本稿は利率(収益率) = 割引率 = $r = 25\%$ (年複利)のモデルであるが、Atkinson & Stiglitz では割引率 $r(1-t)$ のモデルである。企業課税のモデルとして直ぐに消費する選択肢と比較できず何かに投資するしかないので $r(1-t)$ となっていると理解すべきであろうか。借入金利子の損金算入は129-120頁で論じられているが、割引率 $r(1-t)$ のため、借入を導入しない117頁の説明の時点で機械の第0年度末の売買価格は税率 t の高低に依存しない、という説明になっている。(Paul A. Samuelson, Tax Deductibility of Economic Depreciation to Insure Invariant Valuations, 72 J. Pol. Econ. 604-606 (1964))

割引率が r から $r(1-t)$ になるという説明は企業については理解できる。直ぐ消費するという選択肢を有する個人についても当てはまるだろうか。この点、農地として将来毎年税引前収益1を見込んでいる潜在的営農者と同土地を宅地にした上で将来毎年税引前賃料1を見込み自分で住む(すなわち賃料は課税所得とならず帰属所得となる)ことを計画している潜在的移住者と比べると、後者の割引率は $r(1-t)$ ではなく r であると思われる。しかし、それは帰属所得非課税のせいであり、包括的所得概念を貫くならば帰属所得も課税すべきである。帰属所得も課税されるならば、潜在的移住者にとっての割引率は r ではなく $r(1-t)$ であるということになるであろうか。なるのであれば、本稿のモデルは破綻すると思われる。

個人が直ぐ消費するか耐久消費財(帰属所得も課税されるという包括的所得概念の理想に沿った想定)を購入するか(耐久消費財という名前であるが要するに経済的実質としては家屋購入等は投資である)の選択肢を有し、帰属所得課税かつ割引率が $r(1-t)$ であるならば、直ぐ消費 vs. 耐久消費財が無差別となる。投資(貯蓄)が消費より不利というのが包括的所得概念下での利子二重課税の本質に由来するならば包括的所得概念下でも個人の割引率は r のままでなければならない。どっち? Samuelson (1984)

必要経費算入が認められるならば租税負担が 0 なので「投資に係る意思決定が…税によって歪められない」。

II.4. 耐用期間が長くなると

B 氏について耐用期間 3 年の機械で説明したが、耐用期間が 10 年とか 100 年とかのように長くなると、毎年の減価償却は 0 に近付き⁶、毎年の課税所得は 1 に近づく。耐用期間が無限ならば毎年の減価償却費は 0 となり、毎年の課税所得は 1 となる。

III. 減価償却しない資産(例えば土地)

III.1. 買主から売主に租税負担が転嫁しない場合

E 氏が 0 で購入した無価値の原野を開墾して将来永遠に毎年度末に税引前収益 1 をもたらす農地(減価償却しない)⁷にし F 氏に第 0 年度末に売却したとする。無税の世界ならば農地の第 0 年度末の割引現在価値は $1/1.25 + 1/1.25^2 + 1/1.25^3 + \dots + 1/1.25^\infty = 4$ である。税のある世界で、F 氏は毎年度末税引後収益 0.6 を得るところ、F 氏が名目的に収める将来の租税負担が第 0 年度末の農地売買価格に織り込まれないならば(買主から売主に租税負担が転嫁しないならば)、F 氏は E 氏に 4 を払う。F 氏が第 0 年度末に税引後賃金 4 を有し、直ぐ消費するか農地に投資するかを選択肢を有している場合、農地を 4 で購入すると、将来の毎年度末の税引後収益 0.6 の第 0 年度末時点の割引現在価値は 2.4 であるので、直ぐ消費する選択肢と比べ農地に投資する選択肢の方が不利である。これは、F 氏が第 0 年度末に税引後賃金 4 を有し、直ぐ消費するか全額預金して翌年後毎年税引後利子 0.6 を消費するかを選択肢を比べると、預金という選択肢の方が不利である、というお馴染みの包括的所得概念の下での利子二重課税⁸と同様である。

III.2. 買主から売主に租税負担が転嫁する場合

買主から売主に租税負担が転嫁すると想定し、G 氏が開墾した農地を H 氏が購入する場合に H 氏が G 氏に 2.4 を払うとする。G 氏は農地譲渡益 2.4 について 40% すなわち 0.96 の税を納めるので、G 氏の消費可能額は $1.44 (= 4 \times (1 - 40\%)(1 - 40\%))$ となる。税率を t で表すと【 $(1-t)(1-t)$ 型】と表記できる。

G 氏・H 氏間の農地売買のように将来の租税負担が売買価格に織り込まれると想定する例が珍しくないとするれば、A 氏・B 氏間の機械売買(これは租税負担が転嫁されていないという点で E 氏・F 氏間取引と類似する)についても織り込まれると想定することができそうである。A 氏・B 氏間の機械売買と同様の機械を I 氏が J 氏に売却するが、J 氏の第 1 年度、第 2 年度、第 3 年度の租税負担、順に、0.1952、0.144、0.08 の第 0 年度末における割引現在価値が機械売買価格に織り込まれるとすると、 $0.1952/1.25 + 0.144/1.25^2 + 0.08/1.25^3 = 0.28928$ が 1.952 から控除され、J 氏は I 氏に 1.66272 を払うこととなる。1.66272 という数値は、J 氏の第 1 年度末、第 2 年度末、第 3 年度末の消費可能額、順に、0.8048、0.856、0.92 の第 0 年度末における割引現在価値として $0.8048/1.25 + 0.856/1.25^2 + 0.92/1.25^3 = 1.66272$ としても求められる。

A 氏・B 氏間のように減価償却の対象となる機械の売買の場合に将来の租税負担の割引現在価値が売買価格に織り込まれない(機械の買主から売主に租税負担が転嫁しない)⁹一方で、G 氏・H 氏間のように減価償却の対象とならない土地等の売買の場合に将来の租税負担の割引現在価値が売買価格に織り込まれる(土地の買主から売主に租税負担が転嫁する)ということ、減価償却の有無の違いによるものと説明することはできないと思われる¹⁰。

IV. 買主から売主に租税負担が転嫁するか否かは合計の租税負担に影響しないか

買主から売主に租税負担が転嫁するかどうかは、誰でも一律 40% 比例税率の所得課税に服するとの前提では売主・買主の(個々の損得には影響があるけれども)合計の租税負担に影響を及ぼさない、という説明は可能である。但しこの説明は以下のようにやや技巧的な仮定を要する。機械より農地の方が計算が容易なので農地で計算する。

IV.1. 買主から売主に租税負担が転嫁しない場合の売主・買主の租税負担の割引現在価値の合計

無税の世界では E 氏の開墾という役務は 4 の価値を有すると計算できる。税のある世界で E 氏は 1.6 の税を

⁶ 耐用期間 n 年の第 1 年度の減価償却費は $\sum_{(k=1)}^n (1/1.25)^k - \sum_{(k=2)}^n (1/1.25)^k = (4 - (4/1.25^n)) - (4 - (4/1.25^{n-1})) = (4/1.25^{n-1}) - (4/1.25^n) \approx$ として算出できる。耐用期間 10 年の場合 0.1074 (有効数字 4 桁)、耐用期間 20 年の場合 0.01153、耐用期間 30 年の場合 0.001238、耐用期間 100 年の場合 2.037×10^{-10} である。

⁷ 開墾という役務の便益は年が経てば減っていくので会計上の減価償却資産といえるかどうかはともかく農地も経済的には減価していく筈である、との突込みは想定できる。しかし、農地としての収益力を保つための将来の毎年の費用と収益が釣り合うと想定すれば、将来永遠に毎年税引前収益(農地収益力保持のための費用と収益を相殺した後)1 をもたらす農地を想定することができる。

⁸ 中里実ら・註 5、92~93 頁(浅妻章如執筆部分)。

⁹ 金子宏ら『ケースブック租税法 5 版』486 頁(弘文堂、2015 年)でも機械の割引現在価値が将来の租税負担が転嫁しない前提で数値例が書かれている。

¹⁰ Atkinson & Stiglitz 2015 年版 117 頁(註 5)も耐用年数に依存しないとす。

納める。他方、F氏は、税引後賃金4で農地を購入するので、無税の世界ならばF氏は税引前賃金 $6.6(=4/(1-40\%))$ を得ていたところ、税のある世界で、40%すなわち2.6の税を納め、税引後賃金4を用意したと考えられる。更にF氏の将来の毎年の0.4の租税負担の第0年度末における割引現在価値は1.6である。売主・買主の租税負担の割引現在価値の合計は $1.6+2.6+1.6=5.86$ である。無税の世界ならば、E氏が4、F氏が6.6、合計10.6の価値を生みだしていたところ、利子に関する二重課税の無い体系(消費型所得概念に基づく体系)の下でならば租税負担の割引現在価値の合計は4.26で済んでいた筈であろうところ、 $5.86-4.26=1.6$ だけ租税負担が増えている。

IV.2. 買主から売主に租税負担が転嫁する場合の売主・買主の租税負担の割引現在価値の合計

G氏の開墾という役務の無税の世界における価値はE氏と同様に4である。H氏についてもF氏と同様に税引前賃金6.6を得て、2.6の税を納め、第0年度末時点で4の税引後自己資金を用意していたと考えられる。しかしH氏はG氏に租税負担を転嫁し、農地購入価格として2.4しか払わない。つまりH氏は第0年度末に1.6を直ぐ消費することができる。G氏は2.4の譲渡益について0.96の税を納める。H氏が将来毎年0.4の税を納めることの第0年度末時点における割引現在価値は1.6である。売主・買主の租税負担の割引現在価値の合計は $0.96+2.6+1.6=5.226$ である。

IV.3. 買主から売主に租税負担が転嫁しない場合に揃える説明

E氏・F氏と比べ、G氏・H氏について租税負担の割引現在価値の合計が $5.86-5.226=0.64$ 減っているかのように見える。しかし、この比較はおかしい。H氏がF氏と比べ農地購入価格として払う額を4から2.4に減らした場合の差額1.6について、F氏が第0年度末に消費できないことと整合させるためには、H氏が1.6を第0年度末にK氏に貸すという技巧的な設定を追加すると、翌年以降毎年度末の税引後利子 $0.24(=1.6 \times 25\% \times (1-40\%))$ を消費に充て、預金利子に関する将来の毎年の租税負担 $0.16(=1.6 \times 25\% \times 40\%)$ の第0年度末における割引現在価値は0.64である。よって売主・買主の租税負担の割引現在価値の合計は $0.96+2.6+1.6+0.64=5.86$ となり、E氏・F氏の例と同じ数値になる。H氏が1.6をK氏に貸すと書いたが、H氏がG氏に1.6を貸して毎年利子だけ受け取るという設例にも変更できる。E氏・F氏の例ではF氏がE氏に第0年度末に農地購入価格として4払うのに対し、G氏・H氏の例ではH氏がG氏に第0年度末に農地購入価格としての2.4と貸付金としての1.6の資金移動があると説明できる。

誰でも一律40%比例税率の所得課税に服すると的前提下で、売主・買主の(個々の損得には影響があるけれども)合計の租税負担に影響を及ぼさない、ということから、減価償却する機械の売買の例でA氏・B氏のように売主から買主に租税負担が転嫁しない数値例を説明し、減価償却しない土地の売買の例でG氏・H氏のように売主から買主に租税負担が転嫁する数値例を説明することは、過ちとまではいえない。

IV.4. 買主から売主に租税負担が転嫁する場合に揃える説明

なお、先程『『真の経済的減価償却……』に従った償却費の損金算入が認められる場合(かつ負債利子の損金算入に制限がない場合)には……投資に係る意思決定が法人税によって歪められない』¹¹⁾と述べたことから、G氏・H氏の租税負担の割引現在価値の合計をE氏・F氏のそれに揃える説明ではなく、E氏・F氏のそれをG氏・H氏のそれ、すなわち5.226に揃えるとする数値例も説明することができる。F氏が外部(L氏)から1.6を借り入れ、毎年利子0.4だけを返済し続け、利子支払いが必要経費に算入されてF氏の租税負担を $0.4 \times 40\% = 0.16$ だけ毎年減らし続けるとする。この場合、F氏の利払いによる毎年の租税負担減少の割引現在価値は0.64であるから、売主・買主の租税負担の割引現在価値の合計は $1.6+2.6+1.6-0.64=5.226$ となる。

IV.5. 無尽蔵の貸主・借主を想定しないよりする方が技巧的

尤も、E氏・F氏の租税負担の割引現在価値の合計を5.226にする説明は、G氏・H氏の租税負担の割引現在価値の合計を5.86にする説明と比べて、二つの点で(但し結局は一つの点で)技巧的すぎると思われる。第一に、F氏が外部のL氏から1.6を借り入れるのではなく4を借り入れるならば、売主・買主の租税負担の割引現在価値の合計は $1.6+2.6+1.6-1.6=4.26$ となる(消費型所得概念に基づく体系と同様である)。F氏の借入額を調整できてしまうので、包括的所得概念の下で何がベンチマークか分かりにくくなってしまふと思われる。第二に、G氏・H氏の例ではG氏・H氏の中での貸借という形で処理できるのに対し、F氏の例では貸してくれる外部のL氏の存在を要する。もしF氏がE氏から1.6を借り入れるという設定を追加するならば、F氏の租税負担は減るけれども同額の租税負担増がE氏に生じるだけであるからである。F氏が外部のL氏から1.6または4を借り入れるということは、当該外部の貸主L氏にF氏の租税負担を付け替えているだけともいえる。そし

¹¹⁾ 註5参照。

て、第一の点は第二の点を言い換えているだけであると理解できる。従って第二の点が鍵であると思われる。E氏・F氏の、外部からの借入れを伴わない場合の、売主・買主の租税負担の割引現在価値の合計 5.86 が、包括的所得概念の下での農地売買に関する租税負担のベンチマーク(参照基準)というべきなのであろう、と一旦考えることができる(但し V.3 で覆る)。また、私はこれまで土地等の売買について G氏・H氏のように売主から買主に租税負担が転嫁するという前提で説明をしてきたが¹²、E氏・F氏のように転嫁しないという前提で説明した方が、良いのであろう。

E氏・F氏の 5.86 という数値例と G氏・H氏の 5.226 という数値例を比べ、E氏・F氏の例を 5.226 にするような設定を追加することも、G氏・H氏の例を 5.86 にするような設定を追加することも、可能であるが、E氏・F氏の例を 5.226 にするような設定は外部の貸主 L氏を要するのに対し、G氏・H氏の例を 5.86 にするような設定は外部の借主 K氏を必ずしも要しない、という点で、E氏・F氏の例を 5.226 にするような設定の方が G氏・H氏の例を 5.86 にするような設定よりも技巧的すぎる、と論じた。

E氏・F氏の例を 5.226 にするような設定のために登場する L氏は、いわば無尽蔵の資金源を有する融通無碍な貸主として想定されている。無尽蔵の貸主としては、個人よりも政府を想定する方が普通であろう¹³。しかし、L氏に代わり政府が F氏に 1.6 を利子率 25% で貸すと想定すると、F氏の租税負担の割引現在価値が 0.64 減ることとなる(利子の返済が無限に続くという想定なので、元本 1.6 の返済が無限年後となり、その割引現在価値は 0 となる)。L氏が F氏に 1.6 を利子率 25% で貸す場合は F氏から L氏に利子二重課税の負担が移転する一方、政府が F氏に 1.6 を利子率 25% で貸す場合¹⁴、F氏から政府に利子二重課税の負担が移転する、と表現するよりも、利子二重課税の負担が世の中全体から消えて、利子二重課税の無い消費型所得概念の体系に近づく、と表現すべきであろう。

このことから、無尽蔵の貸主を想定する説明は、想定しない説明と比べ、包括的所得概念に基づく利子二重課税を理解する上で、相応しくないと考えられる。[それとも、政府から借金すれば包括的所得概念の下でも消費型所得概念に適合的な expensing 方式と同様の租税負担の割引現在価値の合計になる、という説明で押し切るべきか?しかし包括的所得概念の下で expensing 方式と同様の租税負担になるとの説明は未だ確信は持てないが維持できないと思われる。付加価値税の文脈でも、減価償却を用いる所得型付加価値税制は設備投資を消費より阻害し、expensing 方式である消費型付加価値税制は設備投資を消費より阻害しない、と説明される筈なので、包括的所得概念の下では設備投資が阻害される筈であると思われる。]

V. 資産税は売主に転嫁するのに所得税は転嫁しないのか——いや、転嫁する

V.1. 買主から売主に租税負担が転嫁しない数値例は破綻するか

買主の将来の租税負担が農地の売買価格を通じて売主に転嫁する G氏・H氏の例では、売主 G氏が $1.44 (=4 \times (1-40\%)(1-40\%))$ を消費できる。(1-t)(1-t)型の二重課税と私は呼んでいる。

しかし本稿 IV の検討によると、G氏・H氏の例より、買主の将来の租税負担が農地の売買価格を通じて売主に転嫁しない E氏・F氏の方が正当であるらしい。この場合、売主 E氏が $2.4 (=4 \times (1-40\%))$ を消費できる。しかし、買主 F氏にも農地の将来収益の租税負担の割引現在価値として $1.6 (=1 \times 40\% \times (1/1.25 + 1/1.25^2 + 1/1.25^3 + \dots + 1/1.25^\infty))$ が生じているため、E氏・F氏について $(1-40\%-40\%)$ すなわち $(1-t-t)$ 型の二重課税が生じている。(1-t)(1-t)型の二重課税は $0 \leq t < 1$ ならば破綻をもたらさない。他方、(1-t-t)型の二重課税は t が 50% を超えるならば、例えば t=60% ならば、破綻してしまいそうである。

(1-t-t)型の二重課税で税率 60% でも破綻しないという説明は不可能ではない。E氏が農地を開墾する一方、買主 F氏が農地購入資金として税引後賃金 4 を用意するということは、F氏が税引前賃金 10 を得ていたと想定することとなる。E氏は 4 の譲渡益を得て 2.4 の税を納め 1.6 を消費する。F氏は将来毎年税引前収益 1 を得て 0.6 の税を納め 0.4 を消費する。このように破綻しないという説明は不可能ではない。しかし、F氏の将来の租税負担の割引現在価値は 2.4 であり、農地に関し売主・買主の租税負担の割引現在価値の合計は $2.4 + 2.4 = 4.8$ であって、無税の世界における農地の割引現在価値 4 を上回る。(1-t-t)型の二重課税で t が 50% を超えているのだから当たり前である。何故それでも一見破綻しないかといえば、農地購入前に F氏が多額の賃金を稼いでいたからである。F氏が多額の賃金を稼ぐという想定であるから、(1-t-t)型の二重課税は一見破綻してないようなモデルであっても破綻していると評すべきであろう。

¹² 浅妻章如「最判平 22・7・6 と最大決平 25・9・4 後の相続税(廃止)と所得税」金子宏監修『現代租税法講座第 2 巻家族・社会』119 頁以下、130 頁(日本評論社、2017)。

¹³ Kaplow 〓は、納税者の反対ポジションをとる主体としての政府を想定する。これは、本稿でいうところの無尽蔵の貸主として政府を登場させることと同様の想定といってよからうと推測される。

¹⁴ 個人と政府とで直面する利子率・割引率が異なるかもしれないとすれば、興味深い議論が可能であると既に論じられているが、ここでは深入りしない。神山弘行助手論参照。

V.2. 資産課税と所得課税(実現主義)との比較

再び所得税率を一律 40%の比例税率と想定する。

ところで、資産価値の見なし収益率 25%の 40%の資産税、すなわち 10%の税率での資産課税は、資産価値の収益率 25%の課税所得に対する 40%での所得課税と、数理的に同じである。そして、一般に、資産課税の一つである固定資産税の増減は課税対象資産の売買価格を下げ上げる、と考えられている¹⁵。固定資産税ならば買主から売主に租税負担が転嫁するのに所得課税ならば転嫁しない、という説明は、前段落における(1-t-t)型の二重課税への違和感と合わせ、おかしい、と推測される。

所得課税の下で買主から売主に租税負担が転嫁しないという説明は実現主義を前提としている。実現主義下で、E氏は4より低い売買価格に応じる誘因を有さない、なぜなら、E氏が自分で農業を営めば将来毎年税引後収益 0.6を消費することができ、その第0年度末時点での割引現在価値は 2.4 であるところ、4未満の価格で売ったら第0年度末時点での消費可能額は 2.4未満となるからである。売主が4未満の価格で売りがらないというのは典型的な lock-in effect である。本稿のモデルは事業の成功・失敗を無視しているが、現実世界では事業の成功・失敗があり、分業(開墾に適した人と農業を営むのに適した人の分業)及び自発的取引が社会厚生を増大に寄与する。今更であるが実現主義は分業及び自発的取引を阻害する諸悪の根源であると評すべきである¹⁶。

V.3. 資産課税と同等の所得課税は時価主義である

もし所得課税が無く資産課税だけがある世界で買主・売主が農地売買価格を交渉するとすれば、買主が買っても売主が売らなくても誰の手元でも毎年 $4 \times 10\% = 0.4$ の租税負担が生じるから、売主としては 2.4 で売却しても構わない。資産課税は、所得課税でいうところの時価主義と同様の機能(lock-in effect 防止機能)を果たす。もし資産課税が無く時価主義の所得課税があるならば、E氏は売ろうが売らまいが第0年度末に 1.6の税を納めねばならない。E氏がF氏から 1.6を借り入れた上で毎年E氏がF氏に 0.4の利子(必要経費算入可)だけ返済するとしつつ農地を売らずに自ら耕作した場合、1の税引前農業収益から利子費用 0.4を控除した 0.6が将来の毎年の課税所得であり、毎年 0.24の税を納めるので、毎年の消費可能額は 0.36であるから、将来の消費可能額の第0年度末の割引現在価値は 1.44であり、これは結局 $4 \times (1 - 40\%) (1 - 40\%)$ と同じことである。時価主義の所得課税下ではE氏が農地を売っても売らずに自分で耕作しても 1.6の租税負担で済まず租税負担の割引現在価値の合計は $1.6 + 0.96 = 2.56$ である。無税の世界ならばE氏の開墾の価値が4であるのに税負担が40%で済んでないのはおかしいと思われるかもしれないが、実物に着目してみれば、E氏が開墾する役務をしたという時点で肉体を投資しているのであり、経済全体で見れば投資について利子二重課税の負担が避けられない、と考えるべきであろう。

現実の所得課税は実現主義を採用していることが多いが、包括的所得概念に適合的な課税が時価主義であって実現主義が諸悪の根源であることは本稿で改めて論ずるまでもない。ということは、実現主義を前提として買主から売主に租税負担が転嫁しないという説明はやはり不適切であり、資産課税のみならず所得課税においても時価主義を前提として買主から売主に租税負担が転嫁するという説明の方が、無理が少ない、と評することができる。ということは、やはり(1-t-t)型の二重課税が所得課税下のベンチマークであるということには無理があり、(1-t)(1-t)型の二重課税が所得課税下のベンチマークであるというべきである。

V.4. 時価主義困難な場面及び帰属所得に関する資産課税の有用性(飛躍?)

時価主義が適用しにくい場面で所得課税を或る程度諦める代わりに資産課税をすとか、本稿では焦点を当ててないが耐久消費財(帰属所得非課税)と事業用資産との選択の中立性のために資産課税をしておくとか、考えられる。資産課税と所得課税とで重複する場合は所得控除ではなく税額控除の方が妥当であると思われる(固定資産税のように、中央政府と地方政府との間の税源分配をどうすべきか、という議題は一旦措くとして)。

VI. 売主と買主とで税率が異なる場合(煮詰まってない)

包括的所得概念(時価主義)を前提とすると、買主から売主に租税負担が転嫁するのが基本であると述べた。売主、買主の税率が異なる場合は転嫁するのか。法人税の負担が株主に帰着するか労働者に帰着するかが論じられてきたけれども、個人の租税負担が他者に転嫁しうるとしたら¹⁷、累進税率は機能するのか(税財政のみに

¹⁵ 実証として神山さんが以前何かを挙げていたような？

¹⁶ 2001年租税法学会第30回総会で John K. McNulty が実現主義を所得課税の中の基本的要素と位置付けていたのに対し、中里実が、実現時期を遅らせていけば経済的効果は消費型所得概念に近づくのだから貴方の実現主義支持は消費課税支持なのではないか、と質問を投げかけていたところ、McNulty は誤りで中里が正しいというべきであろう。

¹⁷ 現実世界では、純然たる個人課税ではないものの、英国で金融機関の従業員への高額報酬につき高税負担を課そうとしたら高賃金従業員ではなく末端従業員が解雇された、という事例がある。高賃金従業員の賃金を削ろうとした税制の負担は狙い通りに帰着せず末端従業員の方に転嫁された事例であると解釈できそうである。アメリカでも企業の取締役報酬の高騰について租税負担を強めるべきかどうか議論されているが、仮に租税負担を課そうとしても高報酬取締役に租税負担が帰着するか定かでない。しかし累進税制に意味が無いとも直ち

よる分配の是正という double distortion¹⁸の論理は維持できるのか)という疑問を提起するからである。

VI.1. 検討外:財に着目した限界税率の違い

人による限界税率の違いを想定してこなかったが、限界税率が異なる者の間でも真の経済的減価償却によるならば価格は人によって変わらない。限界税率 t が A 氏と B 氏とで異なるとして、将来の毎年の収益が A 氏なら $i(1-t_a)$ となり B 氏なら $i(1-t_b)$ となるが、割引率も A 氏なら $r(1-t_a)$ となり B 氏なら $r(1-t_b)$ となるのであれば、確かに価格は $i(1-t_a)/r(1-t_a) = i(1-t_b)/r(1-t_b) = 4$ となる¹⁹。

人によって限界税率が違う中で、特定の財について何らかの軽減措置が導入された場合²⁰、例えば B 氏の操業に関し加速度減価償却や expensing 方式を導入する場合、或いは、極端に言えば B 氏の将来収益が非課税となる場合(耐久消費財の帰属所得非課税が典型)、 $i/r < i/r(1-t_b) = 6.6$ である。人ではなく財(または行動)に着目した限界税率の違いが価格の違いをもたらす(この違いは A 氏と B 氏にとっての留保価格の違いをもたらすから、減税の便益が B 氏から A 氏に転嫁しうる)、と理解できる。

VI.2. 才能の違いによる限界税率の違い

人による限界税率の違いに焦点を当てるため財または行動の選択により限界税率は不変と想定する。

P 氏が無価値の土地を開墾し第 1 年度以降毎年税引前収益 i をもたらす農地にした。利子率・割引率を r (年複利)とする。Q 氏が当該農地の購入を検討している。P 氏・Q 氏が一律 t ($0 < t < 1$) の比例税率に服するならば $(i/r)(1-t)(1-t)$ 型の二重課税が生じると前章までで論じてきた。P 氏の税率が $t+p$ ($0 < p$ とし $t+p < 1$ とする) であり Q 氏の税率 t より高いとする。P 氏が営農しても Q 氏が営農しても税引前収益が i で不変ならば Q 氏が農業を営んだ方が税引後収益が高いので Q 氏が P 氏から購入するという農地売買は成立しやすそうである。Q 氏の将来の毎年の税引後収益は $i(1-t)$ であるから Q 氏は $(i/r)(1-t)$ 以下まで P 氏に払うことができる。時価主義の下では、P 氏が農地を売らなかったとしても農地から得られる将来の毎年の税引後収益の第 0 年度末時点での割引現在価値は、 $(i/r)(1-(t+p))(1-(t+p))$ であるから、Q 氏が $(i/r)(1-(t+p))$ 以上を P 氏に払うならば P 氏にとって割に合う。 $(i/r)(1-(t+p)) < (i/r)(1-t)$ であるから P 氏と Q 氏との間で自発的農地売買取引が成立しうる。例えば、 $t=40\%$ 、 $p=30\%$ ならば、 $(i/r)(1-(t+p)) < (i/r)(1-t)$ は $1.2 < 2.4$ である。ナッシュ交渉解のことは未だよく理解できないが、お互いの留保価格の真ん中で取引価格が成立するならば Q 氏は P 氏に 1.8 を払うのであろうか。P 氏が営農していたら P 氏の将来の税引後収益の第 0 年度末時点における割引現在価値は $(i/r)(1-(t+p))(1-(t+p)) = 0.36$ であった筈である。Q 氏が P 氏に 1.8 を払った場合、P 氏の第 0 年度末の消費可能額は $1.8 \times (1-(t+p)) = 0.54$ であるから、P 氏は自分で営農するよりも 0.18 得をしている。尤も、0.36 を比較対象にしてよいのかよく分からない。

もし P 氏の方が税率が低いならば、すなわち P 氏の直面する限界税率が $t-p$ ($0 < p < t < 1$ とする) ならば、 $(i/r)(1-(t-p)) > (i/r)(1-t)$ であるから P 氏と Q 氏との間で自発的農地売買取引が成立しない。取引が成立するとしたら Q 氏が営農した方が P 氏が営農するよりも税引前収益が高い場合である。Q 氏の営農の場合の毎年の税引前収益を $i+q$ ($0 < q$) とすると $(i/r)(1-(t-p)) \leq ((i+q)/r)(1-t)$ を満たすような p, q の場合に、P 氏・Q 氏の間で自発的農地売買が成立する。Q 氏が他の潜在的営農希望者 (P 氏が売らない場合の P 氏も含む) よりも営農が上手であるとすれば (Q 氏に才能があるとも表現できるし Q 氏が長時間労働等をするとも表現できる)。もし $t=70\%$ 、 $p=30\%$ 、 $q=1.5$ (つまり Q 氏は他の潜在的営農者の 2.5 倍の税引前収益をえることができる) ならば、 $(i/r)(1-(t-p)) = 2.4$ 、 $((i+q)/r)(1-t) = 3$ である。やはり中間値で売買価格が成立するならば 2.7 が売買価格となるであろうか。

もっしナッシュ交渉解ではなく、Q 氏が自身の才能(または長時間労働)による増収を独り占めしたければ、Q 氏は P 氏に 3 ではなく 2.4 しか払わないかもしれない(それでも Q 氏は自身で営農する選択肢と比べ存しない)。無税の世界では P 氏が営農した場合の将来の税引前収益の割引現在価値は 4、Q 氏なら 10 であるところ、税のある世界で Q 氏が P 氏に 2.4 を払った場合、P 氏は $2.4 \times (1-(t-p)) = 1.44$ を消費する。Q 氏の将来の税引後収益の割引現在価値は 3 であるところ、2.4 しか払わないなら Q 氏が 0.6 得をする。……うーん、どう考えるべきか分からない。

には言えないような気がするので悩んでいる。

¹⁸ Louis Kaplow & Steven Shavell, Why the Legal System Is Less Efficient than the Income Tax in Redistributing Income, 23 Journal of Legal Studies 667-681 (1994)

¹⁹ Theodore S. Sims, Income Taxation and Asset Valuation (I): Economic Depreciation, Accrual Taxation, and the Samuelson Theorem, 66 Tax Law Review 217-254 (2013) の 217, 220, 237, 246 頁。なお、218 頁で、OID (original issue discount) rule を「reverse depreciation」(逆減価償却)と呼ぶ高名な学術租税法家を紹介しているのは面白い。逆減価償却の数理的説明は 235 頁でゼロクーポン債(割引債)についてなされている。

²⁰ Theodore S. Sims, Income Taxation and Asset Valuation (II): The Value of Preferential Taxation, 71 Tax Law Review 53-121 (2017)。